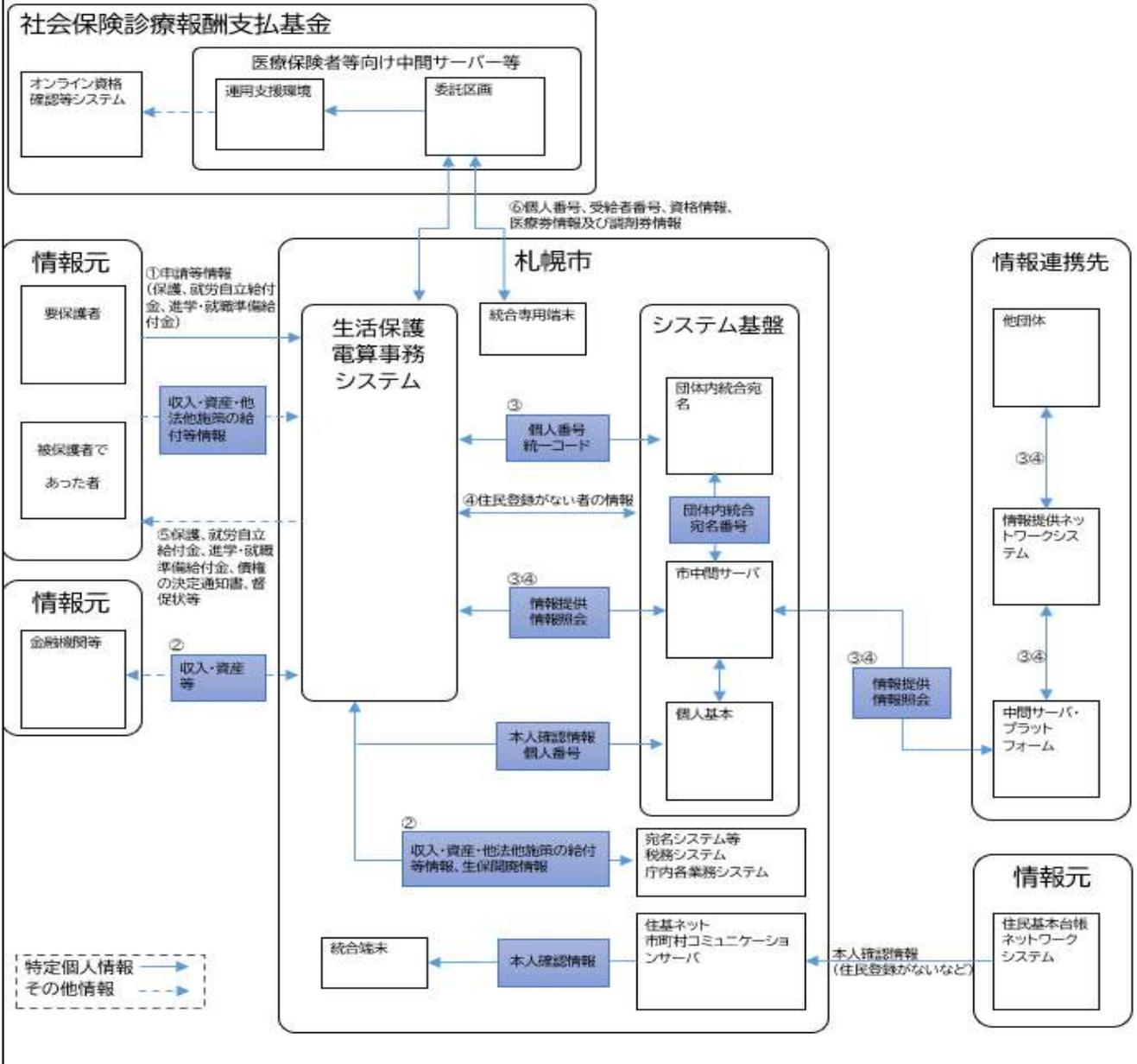


(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①要保護者からの申請や届出を受け付け、確認を行う。
- ②申請等内容を審査するため、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付等情報の確認を行う。
- ③番号法第19条に基づき、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、確認を行う。
- ④住民登録がない(以下「住登外」という。)者等から提出された申請書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。
- ⑤①～④の情報により保護、就労自立給付金、進学・就職準備給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。
- ⑥医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を登録する。